

環境物品等の調達の推進に関する基本方針の主な変更点

分野	特定調達品目 (平成18年2月28日閣議決定)	特定調達品目の追加等 (平成19年2月2日閣議決定)	
		・印：品目の追加 *印：判断の基準の見直し等	追加等に係る 判断の基準
紙類	情報用紙(コピー用紙等)、印刷用紙、衛生用紙(ティッシュペーパー等) 8品目	-	-
文具類	シャープペンシル、ボールペン、はさみ、ファイル、インダー、つづりひも等 79品目	*プラスチック製文具 8品目及び紙製文具 4品目について、判断の基準の見直し	-
機器類	いす、机、棚、コトハガ、傘立て、黒板等 10品目	*分野名を「オフィス家具等」に変更	-
		*「大部分の材料が金属等」の棚、収納用什器に関する判断の基準を設定	-
OA機器	コピー機、プリンタ、ファクシミリ、ディスプレイ等 13品目	*コピー機等について、特定化学物質についての使用が制限されたコピー機等またはリユースに配慮したコピー機等であることを判断の基準に追記	-
		*コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナについて、国際エネルギースタープログラムの基準変更に係る判断の基準の見直し	-
		*磁気ディスク装置について、省エネルギー法に係る判断の基準の見直し	-
		・電子計算機を追加	エネルギー消費効率 搭載機器・機能の簡素化
		・電子式卓上計算機を追加	太陽光電池からの使用電力 再生プラスチック重量
		・トナーカートリッジを追加	部品の再使用・マテリアルリサイクル率及び再資源化率
		・インクカートリッジを追加	部品の再資源化率
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、電気便座	*電気冷蔵庫等について、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)のトップランナー基準を準用し、「多段階評価制度」の基準を踏まえ、判断の基準を変更	-
		*電気冷蔵庫等について、特定の化学物質の含有情報の表示・公表を判断の基準として設定	-
		・テレビジョン受信機を追加	エネルギー消費効率
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ガス・石油式冷暖房機、ストーブ	*エアコンディショナーについて、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)のトップランナー基準を準用し、「多段階評価制度」の基準を踏まえ、判断の基準を変更	-
		*エアコンディショナーについて、特定の化学物質の含有情報の表示・公表を判断の基準として設定	-
		*石油ストーブについて、判断の基準が設定されていなかった区分のエネルギー消費効率に係る基準値を設定	-

分野	特定調達品目 (平成 18 年 2 月 28 日閣議決定)	特定調達品目の追加等 (平成 19 年 2 月 2 日閣議決定)	
		・印：品目の追加 *印：判断の基準の見直し等	追加等に係る 判断の基準
温水器等	電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	* ガス温水機器、石油温水機器について、エネルギー消費効率に係る基準値を追記	-
		* ガス調理機器のグリル部に係る判断の基準を追記	-
照明	蛍光灯照明器具、蛍光灯 ^{ラフ} 、電球形状の ^{ラフ}	* 電球形状の ^{ラフ} について、LED ^{ラフ} に係る判断の基準を変更	-
自動車等	自動車（天然ガス自動車等）、ETC 対応車載器等 5 品目	-	-
消火器	消火器	-	-
制服 作業服	制服、作業服	-	-
インテリア 寝装寝具	カーテン、カーペット、毛布、ふとん、ベッドフレーム等 9 品目	* ふとんについて、再使用した詰物の 80%以上使用を判断の基準に追記	-
		* ベッドフレームについて、判断の基準の木質、紙に係る記載を修正	-
		・布製ブラインドを追加	再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の使用率
作業手袋	作業手袋	-	-
その他 繊維製品	集会用テント、ブルーシート、防球ネット	-	-
設備	太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、生ゴミ処理機	・節水機器を追加	吐水流量
公共工事	資材（地盤改良用製鋼スラグ [*] 、再生加熱アスファルト混合物、セメント、透水性コンクリート、下塗用塗料、陶磁器質タイル、ビニル系床材、変圧器等 47 品目） 建設機械（排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械） 工法（建設汚泥再生処理工法、路上再生路盤工法等 6 品目） 目的物（排水性舗装、透水性舗装、屋上緑化）	* 吸収冷温水機及び氷蓄熱式空調機器の冷房の成績係数に係る判断の基準を変更	-
		* 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法について、判断の基準に数値基準を設定	-
		* 再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）を削除	-
		* 路上表層再生工法を削除	-
		・フローリングを追加	合法性の確認及びホルムアルデヒドの放散量
役務	省エネルギー診断、印刷、食堂、自動車専用タイヤ更正、自動車整備、庁舎管理、清掃	* 印刷について、古紙再生システム強化の観点から判断の基準を修正	-
		* 庁舎管理について、常駐管理形態に係る判断の基準を強化	-
		・輸配送を追加	エネルギー管理及びエコドライブ推進
		・庁舎等において営業を行う小売業務を追加	容器包装廃棄物の削減
品目数	214 品目	222 品目（10 品目追加・2 品目削除）	